

1. 医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有しております。

質の高い診療を実施するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報を取得し、その情報を活用して診療を行っております。

2. 医療 DX 推進体制整備加算

当院では医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し及び活用して診療をおこなっております。

3. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

令和7年3月より、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定をしております。

医療に従事する職員(医師を除く)の賃金改善を行っている医療機関に対して、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組の評価料になります。

このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。

4. 明細書発行体制等加算

当医院では明細書を患者に無償で交付しております。

5. 外来感染症対応加算・発熱患者等対応加算

当院では、第二種協定指定医療機関として鹿児島県知事の指定を受けており、受診歴の有無に関わらず発熱その他感染症を疑わせるような症状の患者の診療を行っております。

また、院内感染防止対策として、発熱患者等の動線を分ける対応を行っております。

6. 夜間・早朝等加算

厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降は夜間早朝等加算が適用されます。

7. ニコチン依存症管理料

当院では、ニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする

禁煙外来を行っております。館内は全面禁煙になっております。

※薬剤が出荷停止のため、現在禁煙外来を中止しております

8. 機能強化加算

当院は「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況及び、お薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

9. 地域包括診療加算

当院は、「かかりつけ医」機能を有する診療所として以下の取り組みを行っており

地域包括診療加算を算定しております。

- 健康診断の結果に関する相談等・健康管理に関する相談に応じます。
- 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 他の医療機関の受診状況・処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- 介護・保健・福祉サービスの利用等に関する相談に応じます。
- 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。
- 予防接種に関する相談に応じ、接種を行います。
- 介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応いたします。
- 当院では患者様の状態に応じ「28 日以上長期の処方」「リフィル処方箋の発行」のいずれの対応も可能です。

10. 外来後発医薬品使用体制加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。

変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら、当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

11. 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした、一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、診療報酬改定により令和6年10月より、患者さんの希望で一部の先発品（長期収載品）を処方する

場合や、一般名処方であっても患者さんが薬局で先発品を希望される場合には、保険外の料金（選定療養）がかかることも踏まえ、一般名処方を行っています。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、必要な薬が提供しやすくなります。